

政令第 号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の適確な実施を確保するため、指定特定物質及び特定用途に関する暫定措置の期間を延長する必要があるからである。